

令和2年第3回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和2年3月23日（月） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（9名）

1番	坂元 勝志	2番	坂元 兼一
3番	田畑 和成	4番	豊増 文夫
5番	深水 美佐子	6番	南原 奈美子
7番	赤崎 敬一郎	8番	吉留 義晃
		10番	池山 準一

出席推進委員（23名）

11番	下市 博彰	12番	甫立 浩二		
14番	山崎 博文	15番	久保 菌正昭	16番	柿園 藤男
17番	帖佐 達郎	18番	三腰 修一	19番	竹井 好博
20番	長野 壯二	21番	濱田 誠	22番	徳留 伸一
23番	下屋敷 正	24番	野元 秀一	25番	栗野 一三
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
		30番	熊田 孝治	31番	松尾 秀樹
32番	永江 友義	33番	米永 正幸	34番	坂元 智一
35番	黒瀬 陸朗				

職員（5名）

事務局長	岩下 純一
局長補佐兼農地係長	松山 明浩
農地係主査	下大迫 誠
農地係主査	福留 章乃
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員（1名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について (18件)
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について (6件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (1件)
- (5) 議案第5号 非農地証明について (1件)
- (6) 議案第6号 下限面積(別段の面積)の設定について
- (7) 議案第7号 令和元年度農作業標準賃金及び水準小作料について
- (8) その他

6 その他

事務局長	ただ今から令和2年第3回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。 出席人員につきましては、10名中9名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中23名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。 2番 坂元兼一委員、3番 田畑和成委員をお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 意見が無いようですので、会務報告を終わります。 次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局 ()	「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明 農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
33番委員	3-1番について説明いたします。申請地は数年前から受人の さんが耕作をされていましたが、今回、譲渡人の さんの高齢に伴い贈与の申し入れがあり、受人の さんが受贈したい旨の申請です。現地は、進入路、水路等も管理がしっかりなされているので、特に問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いいたします。
25番委員	3-2番について説明いたします。申請地は数年前から受人の さんが耕作をされていましたが、今回、譲渡人の さんの10年の貸借契約が終了する機会に、売買の申し入れがあり、承諾されたものです。現地は、境界、進入路等がはっきりしているため、問題はないと思います。よろしくご審議ください。
11番委員	3-3番について説明いたします。今回、 さんの方が、空き家を購入

入されまして、それに付随した農地でございます。境界、排水、進入路など、なにも異常はありませんでした。以上で報告を終わります。

議長

3-4番についても説明をお願いします。

11番委員

3-4番について説明いたします。場所は、消防署の近くの北側になります。以前は、■■■さんの用地は牛小屋が建っていきまして、肥育牛専門の牛小屋でした。30年以上の経って、老朽化したということで、今回、取り壊しをされました。その後、やまとソーラーさんと同意の上で、高さ2メートル以上のパネルを設置したいということで、パネル数は、184枚の設置で、現地は、境界、進入路、排水路には問題はございませんでした、以上です。

17番委員

3-5番について説明いたします。■■■■■さんの方が、高齢でありまして、今回、ここに記載してある物件について、孫の■■■■■さんに贈与することになった件です。審議の方をよろしくをお願いします。

35番委員

3-6番、7番について説明いたします。■■■■■さんの方から、■■■■■へ申し入れがあり、■■■■■さんの土地が水利の入り口の所にあつて、その、そばに■■■■■さんの田があつたんですが、なかなか水が摂れるところが無かつたということでありまして、■■■■■さんの方からの申し出によって、交換をされたということでした。■■■■■さんにつきましては、自分の農作業小屋のすぐ目の前の土地ということで、OKをされたということ。面積が、若干違いますが、■■■■■さんの申し出によってされたということで、どちらも納得されて、交換をしたということでございます。以上です。

27番委員

3-8番について説明いたします。■■■■■さんは会社勤めで、労力不足で手が回らず、4~5年前から■■■■■さんが耕作されていまして。■■■■■さんになんとか畑を買ってもらえないかと、相談をされまして、話が決まつたようです。境界、進入路等は、何ら問題もなく、大丈夫だと思ひます。ご審議の方をよろしくをお願いします。

議長

3-9番から18番まで説明をお願いします。

30番委員

3-9番について説明をいたします。この原さんの土地は、今まで、永く■■■■■さんが耕作されており、今回、■■■■■さんから買ってくれないかと相談があり、所有権の移転の売買になりました。

30番委員

3-10番について説明をいたします。■■■■■君が、お父さんの畜舎の隣に、■■■■■君の名義で畜舎建設の計画があり、その隣の土地を買いたいということで、所有権移転の売買になっているものです。

30番委員

3-11番も同じような内容になっています。■■■■■君が畜舎建設の予定で、隣の土地ですので、所有権移転の売買で上がってきています。

30番委員


3-12番もいっしょでの内容になっています。■■■■■君が隣の土地を購入して、畜舎建設の予定で、所有権移転の売買で上がってきています。

- 30番委員 3-13番と14番は、関連しまして、■■■さんと、■■■君の土地の交換と言ったらよいでしょうか、そんな感じで、上がってきています。
- 30番委員 3-15番に関しましては、この中ノ迫の土地は、面積は小さいですが、新しく道路が出来まして、分筆されて少しずつ、残ってる土地で、今回、■■■さんの方から、■■■さんに譲ろうということで、話がまとまった次第でございます。
- 30番委員 3-16番に関しましては、■■■さんが、息子さんの■■■君の畜舎建設の関係で、■■■君が■■■さんに譲ろうということで話が、まとまった次第でございます。
- 30番委員 3-17番に関しましては、先ほど言いました、もう、あっさりと■■■さんに譲ろうということで、兄弟で話がまとまって、今回、所有権移転の贈与になっています。
- 30番委員 3-18番は、■■■君が、飼料畑で、耕作していますが、お母さんが亡くなった後は、耕作しないので、息子名義で使用貸借で貸してくれということで、話がまとまった次第でございます。以上です終わります。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。
- (なしの声あり)
- 意見が無いようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の3-1番についてを議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (■■■) 議案第2号「農地法第4条許可申請について」の3-1番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。
- 14番委員 3-1番について説明いたします。申請地は15ページの地図を見ていただくと分かると思いますが、手前が川で、奥が山に囲まれておりまして、3筆、申請が上がっておりますが、3枚で1枚の状態となっております。申請人の■■■さんによると、ここは、元々、■■■さんの自宅があった所

で、そこを田んぼにして、耕作をされていたようですが、水を引いてくるのが困難な上に、今後、作り手がいないということ、イノシシ等の鳥獣被害が多いということで、山林にしたいということで、依頼がありました、審議の方を宜しくお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
()
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の3-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。


（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の3-1番について、許可することに決定いたします。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-1番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
()

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-1番について説明申請内容を、審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

11番委員

3-1番について説明申し上げます。場所は、宮之城中学校の側でございまして、田原団地の隣接地でもあります。北側、南側、東側が道路に囲まれまして、境界、排水路、進入路など、何も異常はございませんでした。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
()
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-1番については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-2番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
()

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-2番について説明申請内容を、審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

24番委員

3-2番について説明いたします。この場所は大平のミニゴルフ場から上場方面に向かうと、丁度、上場との三叉路になります。この地区は、ほとんど人家は、ありません。7,185平米の内の、1,306平米を分筆をして杭も打ってありました。この地域は、畜産農家もいなくなりまして、隣の大平地区に1件、隣の狩宿地区に2件ありまして、この土地に行くとなると相当、時間がかかることになりまして、他の土地利用の進め方というのが無く、今のところ、太陽光発電が出来るのは、良いと考えます。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
()
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-2番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-3番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
()

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-3番について説明申請内容を、審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

25番委員

3-3番について説明します。神子コミュニティーセンターのところから広域農道に抜ける道路の途中にあるところです。中間集落のところ。これは、田んぼが1筆になっていますが、現地は、6枚の段々の田んぼになっていました。一番下と一番上は、整地もせず、そのままということでした。真ん中の4枚を整地して、太陽光を設置するということでした。

24番委員

また、一番下に駐車場のスペースをしてありますが、管理に来た時に留めるとのことでした。それと地図には、載っていませんが、家が近くにありますので、そこにはしっかりと説明をしてくださいと、お願いしたところです。雨水は、自然流下で、道路の横に側溝がありますので、そこに流すということでした。以上です。よろしくお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
()

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-3番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-4番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
()

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3—4番について説明申請内容を、審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

27番委員

3—4番について説明します。 ()さんは、現在、入院中で、もう高齢で、畑の耕作に手が回らず、何とか売りたいということで、太陽光発電の人に売ったそうです。境界、排水は、北側の方に用排水路が通っているの、そこに落とすそうです。境界等もしっかりしていて、何も問題はないと思います。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
()
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3—4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3—4番について、許可することに決定いたします。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3—5番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3—5番について説明申請内容を、審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

26番委員

3—5番について説明します。申請地は、 ()さんの自宅の前の道路前の畑です。 ()さんは現在、養鶏をされており、年間37羽で出荷されて


おり、養鶏が主体のために、田畑は荒れた状態になっているそうです。親戚の人から畑にソーラーを設置したらどうかと言う話があり、何も耕作するものと考えていなかったもので、畑を管理してくれればよいと思い、決めたとす。ただ、大雨などにより土砂が流出しないように要望はしたそうです。ソーラーを設置しても周りに影響を及ぼすようなことはないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

（)
議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3—5番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3—5番について、許可することに決定いたします。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3—6番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3—6番について説明申請内容を、審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

11番委員

3—6番について説明します。この用地は、農地法第3条の先ほど説明しました、3—4と同じ用地でございます。パネル設置のため、今回は、支柱を196本を打ち込み、一番低い所で2メートルということで、それ以上の支柱を打ち込むということで、お互いに合意がなされております。営農型ですので、パネルの下でシイタケをされる計画でございます。以上でございます。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
()

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明
基準では、農水省が出している要件では、積極的に許可ということではなく、不許可とする理由がないということで、総合判定では、△ということで落ち着いているところです。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

7番委員

ちょっと聞いてみたいと思いますが、太陽光発電に投資をされると、途中でやめるわけには、行かないわけですが、シイタケ栽培の試算は、10アール当たり、どれくらい上がるとか示されているのですが。それだけ収益が上がる見込みとか出されていますか。普及センター等から出ていると思いますが。例えば、10年するとした時に、後継者とか、自分がもし、できない時とか、どうするとか、考え方とか、()の方も、もし所有者が後は、できないなった時の考え方を出されていますか。

議長

今の意見に事務局が聞いている範囲を答えてください。

事務局
()

まず、シイタケの標準的を収量的なことを書類審査の際にコピーを付けましたが、振興局の方が、有識者の意見として、北薩振興局の農林水産部の技術職員が出された例があるのですが、原木シイタケにつきましては、5年位が限界で、5年以内の短い期間で更新していかないといけないということで、単位当たりの収量ということで、原木1000本当たりで、2年もので、400キロ、3年物で、300キロ、4年物で、200キロ、5年で100キロというような数字を上げてあります。楢木を次々に変えていかないと、2年がピークで、年々下がっていくことになります。

あと、太陽光の発電の期間は、今、買い取り単価は、20年となっていて、この申請の一時転用でありまして、期間は、3年間ということなのですが、事業者としては、20年間は買い取り単価はありますので、20年間は、継続したいということなのですが、()さんの年齢からしますと、後、20年後、果たしてどうなのかなということになります。

国としましては、事前に太陽光の営農型をする方のチェックをなさいよという、項目がありまして、万が一、自身が病気やケガなどで営農が出来なくなった時に、営農ができるように備えているかという質問に、はいと答えていて、後継者の育成や作業委託等を考えているとなっています。

議長

今の回答でいいですか。

7番委員

はいとの声

議長

他にありませんか

(なしの声あり)

議長

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3—6番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-6番について、許可することに決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

議長

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局

()

議案第4号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」
(10ページ 11ページ について説明)

議長

ただ今の議案説明についてご意見、ご質問は、ありませんか。

(なしの声あり)

議長

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」は妥当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局

()

議案第5号「非農地証明願いについて」説明

議長

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

18番委員

一番最後の図面を見てください。場所は、泊野小学校から300メートル、旧504号を紫尾山の方に登っていくと、途中から市野集落へ入る道に、道路脇にあり、約20年間、耕作は、していなくて、コサシだけ生えていたりで元に戻すことは、不可能な状態です。ご審議方を宜しく願います。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに決定いたします。

次に議案第6号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

議案第6号「下限面積（別段の面積）の設定について」説明

ただ今の、議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第6号「下限面積の設定について」は原案のとおり変更は行わないことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号「下限面積の設定について」、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第7号「令和2年度農作業標準賃金及び水準小作料について」を議題といたします。

なお、平成21年の農地法の改正により「標準小作料制度」は廃止され、地域における農地の賃借料の目安として、本町では、水準小作料を設定しています。

ただし、賃借料を決める場合は、地域の実情を考慮して、貸し手、借り手で十分に話し合い、賃借料を決定して頂きます。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第7号「令和2年度農作業標準賃金及び水準小作料について」説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、議案第7号「令和2年度農作業標準賃金及び水準小作料について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(挙手は必要ありません。参加者全員の承諾)

(なしの声あり)

ないようですので、議案第7号「令和2年度農作業標準賃金及び水準小作料について」は、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第8号「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

23番委員 先程、柗野地区の121平米の農地の売買について、説明します。小さい面積の売買でしたが、諸経費等を考えると、不利と思われたかと考えますが、皆さんにお繋ぎしたいと思ひまして説明します。この物件は、基盤整備地区内にありまして、この中に認定農家がいれば、契約書を交わしていれば、名義変更の料金がただということです。地主さんは入院中なので、認定農家さんに譲れば、名義変更は料金は、無料となります。

議長 事務局より補足をお願いします。

事務局 (福留) 補足をします、基盤整備に係る名義変更は、無料になりますが、今回の、■■■■さんが買われる分につきましては、基盤強化法の所有権移転の嘱託登記を農業委員会で行いますので、その分の手数料と登記料は、■■■■さんの方に負担をしてもらいます。

議長 意見はありませんか。

12番委員 基盤整備であれば、地主から不換地にすれば料金はいらないと考えますが。どうですか。

23番委員 農地中間管理機構での基盤整備なので、指導でこのようにしました。

12番委員 基盤整備での手法がありますので、その方が良いと思います。

議長 このような、案件が多くなると思いますので、充分、各機関と連絡取りあつて進めてください。
ほかにありませんか。

6番委員 書類審査が前もつてあつて、転用の場合の現地調査で、注意事項に沿つて、現地確認をされたので、現地報告をしていただくときに、注意事項と合わせて総会で説明を頂くと、質問を再度することが無いと考えますがいかがですか。

議長 注意事項と合わせて、今後は、説明をお願いします。
他に、意見は、ありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。
次に、6のその他で、事務局より事務連絡はありませんか？

事務局

(事務局より連絡事項あり)

- ・非農地証明の配布依頼について(薩摩地区)
 - ・あっせん申し出の取扱いについて(お願い)
 - ・最適化交付金の積算及び振込について
 - ・農業者年金の加入実績(報告)
 - ・総会日程について(4月～7月)※4月変更あり
- ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

議長

それでは、以上をもちまして、令和2年第3回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

それでは、以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼お疲れ様でした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長

委 員

委 員

